

第 4 回 隣保館利用状況調査結果分析報告書 [概要]

四国学院大学 富島 喜揮

はじめに

2008（平成 20）年度に端を発する香川県隣保館利用状況調査（以下、調査）は、5 年ごとに行われ、この度の調査で 4 回目となる。以下は、過去 3 回の調査の目的である。

- 2008（平成 20）年度調査の目的
隣保館の利用対象世帯の「隣保館に対するニーズ」と「各世帯の生活上の課題」を把握することにより、自立支援に向けた「今後の隣保事業のあり方」を検討するための基礎資料を得る。
- 2013（平成 25）・2018（平成 30）年度調査の目的
隣保館の利用対象世帯の「隣保館の利用状況とニーズ」と「生活上の課題」等を把握することにより、今後の人権・同和行政推進のための基礎資料を得る。

I. 調査概要

1. 調査の目的

隣保館の利用対象世帯の「隣保館の利用状況とニーズ」と「生活上の課題」等を把握することにより、今後の人権・同和行政推進のための基礎資料を得る。

2. 調査の対象

隣保館利用対象世帯

3. 調査主体

県、市町（人権主管課、隣保館）、県隣保館連絡協議会

4. 調査の実施期間

2024（令和 6）年 1 月 11 日（木）から 31 日（水）まで

5. 調査の項目

1) 隣保館の利用状況とニーズについて

認知度、利用の有無とその内容、利用しない理由、利用したい事業、隣保館及び職員に望むこと、館に対する意見

2) 利用対象世帯の生活上の課題について

保健・福祉サービスの状況、介護の状況、障害者の状況、就学の状況、就労の状況、人権侵害の有無、差別的な言動への対応、その他

6. 調査の方法

原則として留置自計法による。（地域の実情に即し、面接聞取法を併用）

7. 分析方法

クロス集計および分析には、SPSS Statistics ver.24 を用いた。

II. 隣保館利用の状況

回答者の 58.0% (1,207 人) が 60 歳代以上かつ 39.3% (820 世帯) が 65 歳以上の一人暮らしまたは二人以上の世帯と、回答者の多くが高齢者となっている。そのため、当該項目の「1. 隣保館の利用状況とニーズ」の分析にあたっては、日常生活に結び付いた設問が多いだけに、回答者の生活状況（就労の有無や社会活動の多寡など）が反映された、偏りのある回答であることを理解しておく必要がある。

上記のことをふまえて利用状況を概括すると、「隣保館の認知度」[問 1] は 92.9% (1,936 件) と高いものの、「隣保館の利用頻度」[問 3] は、月複数回利用していると回答した者は 52.3% (1,090 件) となっている。「利用事業」[問 3-1] は、文化祭などの行事への参加が 46.5% と圧倒的に多く、次いで、相談、100 円モーニング、文化活動、研修会等の利用や参加が 20% 前後となっている。また、「利用したい事業」[問 4] は、現状で満足しているが 28.4% (591 件) と多く、利用した事業であげた、相談、100 円モーニング、文化活動、研修会等が、15% 前後となっている。「隣保館を利用しなくなった理由」[補問 3-2] は、進学や就職などによる生活スタイルの変化が 26.0% (89 件)、高齢化や病気などの体調の悪化が 20.8% (71 件) と生活状況の変化による利用断念が多い。また、「利用しない理由」[補問 3-3] は、利用したいメニューがないが 20.1% (63 件)、隣保館に関心がなく利用の気持ちが起こらないが 14.6% (46 件) となっている。「隣保館に望むこと」[問 5] に関しては、特にないが 42.0% (875 件) と多く、次いで相談室や個室の設置や健康器具の設置などが 20% 強と多くなっている。「隣保館職員に望むこと」[問 6] に関しては、専門的な知識よりも公平中立の姿勢 45.7% (952 件)、親切な対応 53.8% (1,120 件) といった、福祉サービスなどの専門的な知識や技術よりも、接遇面に対する要望が多い。

地域住民¹には、隣保館の存在が十分に浸透しているが、専門的な福祉サービスの提供を行う施設としての認識は希薄である。ただ、第 1 回利用状況調査の提言にもある「地域に密着した総合相談窓口としての役割」²は、工夫の余地はあるものの、地道な活動を通して果たされているものと考ええる。

III. 隣保館利用対象世帯の生活状況とニーズの状況

受けたいと思う保健福祉サービス[問 8] については、回答者の多くが高齢者であるため、「そうじや買い物など、家事のサービス」や「通院など外出時の介助」といった身の回りの世話や日常生活の支援に関する回答が多くなっている。

また、病院以外での相談できる機関 [補問 10-2] に関しても、福祉事務所や市役所、町役場といった行政と社会福祉協議会や障害者福祉サービス事業所などの福祉の専門機関が多数を占めているのは、回答者の多くが高齢者であることを考えれば当然のことであろう。そのような中、保健福祉行政や社会福祉の機関に次いで、隣保館 (16.9%) の利用が高くなっている。隣保館の福祉の制度やサービスの対象とならない日常生活の困りごとなどにも迅速に対応する、地域住民の実情に合わせた活動は瞠目に値する。

¹ 本報告では、隣保館を利用する世帯構成員を地域住民と表記する。

² 富島喜揮、野村明宏『隣保館利用状況調査結果に関する分析報告書』、p74、2009 年 10 月

サービス受給時の問題点 [問 9] として、「どこに相談してよいかわからなかった」(14.8%)、「どこまで支援してくれるかわからなかった」(14.3%)、「保健・福祉サービスを受けたことがない」(14.2%) といった回答がみられるが、これらの回答は、地域住民の要望としてとらえ、リアルタイムで情報提供できる SNS やインターネットの活用、市町の保健福祉担当部署や社会福祉協議会と連携して隣保館の活動や役割を紹介することで対応できる。

教育については、回答者が高齢者であることと少子化が関係しているのか、回答数は全体の 5 分の 1 程度 (18.1%) となっている。修学上困っていること [12-1] の設問に対して、「現在、困っていることはない」(71.7%) が最も多くなっている。ただ、教育を当たり前を受け、学力を身につけることは、部落差別に向き合う知性と理性を身につけることにもなり、将来的には部落差別の解消に益する³ことになるものとする。それゆえ、「授業についていけない」(9.3%)、「学校に行けていない(ときどき含む)」(6.1%)、「基本的な生活習慣が身につけていない」(4.5%) は、回答数が少ないとはいえども看過することはできない。

これらの回答に対する対応として、隣保館で行う学習会などの複数人を対象とした活動もさることながら、子どもの生活と学力に合わせた、個別の教育支援を検討する必要がある⁴。ただ、個別の教育支援は、報告者のこれまでの経験からすると、家庭教育の負の文化遺産の継承が考えられるため⁵、子どもと家庭の状況を確認したうえで、教育や福祉との連携⁶のもと、その子どもや家庭、また地域の状況に合わせた支援の方法を検討する必要がある。

就労については、「家計を支える主な収入」[問 13] は、回答者が高齢者であることが関係してか「年金(老齢年金・障害年金など)」(36.7%) が最も多く、次いで、「正規の職員・従業員としての仕事による収入、役員等の報酬」(29.0%) となっている。また、「就労希望の有無」[問 14] に関しては、「いない」(81.2%) と最も多く、逆に「仕事をしたいと思っていて、仕事を探しているものがある」(5.5%) が最も少ない。

具体的に仕事を探している者について、その求職の方法 [14-1] をみると、「ハローワーク(公共職業安定所)等に申込み」(46.1%) が最も多く、次いで、「広告・求人情報誌などでの情報収集」(35.7%)、「知人などに相談・紹介依頼」(21.7%) などとなっている。「隣保館に相談」に関しては、過去 3 回の調査においても回答数は少なく 10% 強となっているが、今回の調査ではさらに少なく、10% を切っている。

「同和対策事業特別措置法」(以下、特別措置法) が施行して間もない 1970 年代は、当事者の

³ 『同和対策審議会答申』(1963 年)、第 3 部 同和対策の具体案、4. 教育問題に関する対策、(2) 具体的方策、(b) 学力の向上措置に示されていることが、今日においても十分通用する。

⁴ 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]』(2008 年 3 月)、第 2 章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実、3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携、(1) 家庭・地域との連携を参照

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)

⁵ 学童期や青年期の被差別部落の子どもを抱える親の多くは、心無い教育差別によって、当たり前で教育を受ける機会を奪われ、子どもの教育をどのようにしたらよいか分からなかった。今日でも同様のことがしばしばみられる。たとえば、被差別部落の親たちの求めに応じて、これまで何人かの大学生を家庭教師として被差別部落児童の家庭に派遣したが、そのほとんどの教育実態は、根本的に 50 年前とほぼ変わらなかった。

⁶ 県内の教育委員会は、教育と福祉を視野に入れた支援を行うスクールソーシャルワーカーを積極的に採用している。スクールソーシャルワーカーの中には、学校から被差別部落に出向き支援を行うスクールソーシャルワーカーもいる。

運動団体が、就職の機会均等を求めて闘わなければならないほど就職差別が厳しい時代であった。そのような時代にあって、ハローワーク（公共職業安定所）は、唯一と言って良いほど地域住民の就労支援を行ってきた。特別措置法による取り組みが進むにつれ、企業の姿勢にも変化がみられるようになり、また SNS やインターネットなどを利用して求職活動が容易になったことで、隣保館が事業で行う就労相談は、一旦役割を終えたと考えても良いのでなかろうか。

人権については、「人権侵害を受けた時期」[問 15-1] が「5 年以内」(22.1%) が 5 分の 1 もあり、「人権侵害の内容」[問 15-2] も「生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別）」(60.4%) と、回答の 6 割が「生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別）」を受けている。日本政府が、2016 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行したにもかかわらず、差別の現状は相変わらず厳しく、隣保館を基軸に部落差別解消に向けた取り組みに期待するものである。

注目すべきは、人権侵害の内容で「生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別）」の多さもさることながら、差別を受けた当事者の対応と相談先である。「人権侵害があった時の対応」[問 15-4] として「何もせず我慢した・無視した」(43.1%)、「第三者（親族、相談機関、学校など）に相談した」(35.6%) となっており、また、「相談した機関」[問 15-5] は、「家族に相談した」(50.5%) となっていることから、部落差別の厳しさと解決の術が分からず、怒りを覚えながらも泣き寝入りしたとしか考えられない。

ただ、「相談した機関」[問 15-5] で、家族や友人などの身近な者を除けば、「学校に相談した」(15.0%)、「隣保館・児童館に相談した」(10.7%) となっており、司法機関や行政機関よりも隣保館への相談する割合が高くなっている。地域住民が、地域と共に歩む隣保館への期待の高さがうかがえる。まさに、隣保館は、人権啓発活動などを通して、人権と福祉のまちづくり実践を展開している。(図 1)

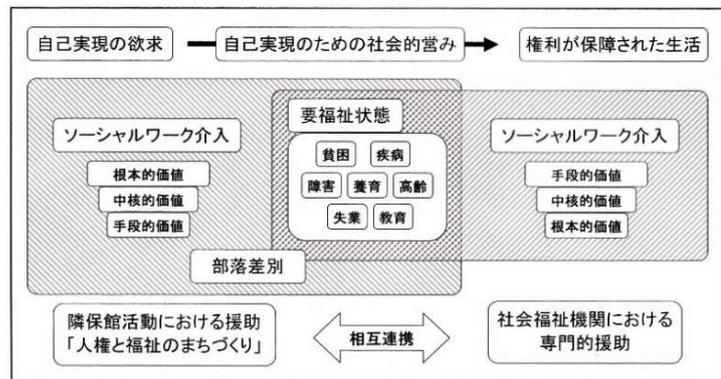


図1 ソーシャルワークの価値・倫理に基づいた実践のための相互連携 (富島, 2010)

また、「差別的な言動への対応」[問 17] では、ただ泣き寝入りするだけでなく、「差別は間違いであると指摘する」(38.8%) の回答が、「何もせずに黙っている」(17.5%)、「話題を変えるよう努力する」(11.5%) の消極的とも取れる回答よりも多きことは評価できる。行政による人権啓発活動や価値観の変化が、多様性を容認する環境を育み、さらに、隣保館の地域住民に寄り添った活動が、差別に立ち向かう地域住民を支えているのではなかろうか。

「その他困っていること」[問 18] で「特にない」(59.4%) を除けば、「経済的な面」(12.3%)、「一人暮らし」(9.6%) が多くなっており、支援を必要とする高齢者の生活実態が見えてくる。「100 円モーニング」の取り組みや「館だより」の発行は、地域の中で孤立しがちな高齢者の支援において重要な役割を果たす。

また、「関心がある人権課題」[問 19] では、「同和問題」(32.5%) が、「高齢者」(30.8%)、「インターネットによる人権侵害」(28.1%) と他の課題に比べて高くなっており、地域住民の差別に

怯え不安を抱く姿が容易に想像でき、部落差別の根深さがうかがえる。たとえ、経済状況や生活環境が向上したとしても、出自による劣等感やコンプレックスは、個人の心の中に深く突き刺さったままであることが多い。差別は理不尽で許されることではないと解っていても、差別を受けた時に、一人で差別に立ち向かうのは、経験からして不安と孤独に駆られるものである。これは、差別の種別に関係なく、差別される側の者が共通して抱く心情であろう。

隣保館は、差別されて疲弊した心身を癒し支えてくれる頼れる存在であり、スティグマからの解放と人としての尊厳を守る、人権擁護の橋頭堡でなくてはならない。

IV. 生活上の課題と隣保館の利用の状況

地域住民の生活上の課題に対して、クロス集計を用いて、地域住民は隣保館に何を求めているのか。また、隣保館は地域住民の求めにどの様に支援しているのか、双方の関係の持ち方から隣保館の存在意義を確認した。

なお、この度の分析は、現在の隣保館事業の見直し⁷も視野に入れ、隣保館の存在価値を確認する項目に限定してクロス集計を行った。

保健・福祉サービスの現状と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣保館の役割を確認する目的で、「受りたいと思う保健福祉サービス」[問8]と「サービス受給時の問題点」[問9]のクロス集計を行った。

「受りたいと思う保健福祉サービス」の項目は、教育を除く生活全般にわたる項目⁸が設けられており、日常の身の回りの世話から子育て相談、財産や金銭管理、就職相談、健康や生きがいに関するものとなっている。このような項目の相談は、行政機関や福祉機関をはじめ、多くの専門機関で情報提供なされており、市町の保健福祉課や社会福祉協議会、相談支援事業所などに行けば、応じてくれる。

しかし、調査の結果では、「サービス受給時の問題点」として、「どこに相談してよいかわからなかった」、「どこまで支援してくれるかわからなかった」の2つの項目の割合が高くなっており、受りたい保健福祉サービスの利用までに至っていないと推測できる。要するに、この2つの項目に当てはまる人々は、情報不足などが原因で、生活において何らかのサービスを必要としているにもかかわらず、当たり前前の生活を維持するための福祉サービスを受けることができないままにいる人々といっても過言ではなからう。

申請主義が原則の公的なサービスは、保健福祉サービスを提供する側が、わざわざ出向いてサービス利用を促すことは一般的ではない。であるから、日頃から地域住民の生活状況をよく知る隣保館⁹が、保健福祉サービスを受けられないままにいる人々に対して、サービス利用に結び付ける役割¹⁰を担えば、隣保館は地域住民の生活を支える頼もしい存在となる。

要介護者支援の現状と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣

⁷ 本報告書1ページ、脚注5

⁸ 本報告書11ページから12ページ、または31ページ

⁹ 100円モーニングや訪問活動は、地域住民の生活の様子が把握できる活動である。

¹⁰ リンケージ(linkage)：ソーシャルワーカーの機能と役割の一つにリンケージがある。ソーシャルワーカーは、各種の公的な社会的サービスやインフォーマルな社会資源の間を結びつける役割があるとされている。

保館の対応能力及び役割を確認する目的で、「主な介護者」[補問 10-1]と「病院以外での相談できる機関」[補問 10-2]のクロス集計を行った。

介護を必要とする高齢者は、ほとんどの者が介護保険法による介護福祉サービスを利用すると考えてよい。そのため、病院以外で相談できる機関は、市町の行政機関に設けられている介護保険担当課もしくは地域包括支援センターに加えて社会福祉協議会や介護サービス事業者が一般的である。そのような状況の中、通所系サービス事業者に関しては、隣保館を相談先として最も多くあげており、地域住民と深い交流を持つ隣保館が、在宅において介護保険サービス利用者と通所系サービス事業者の間に入って支援や調整を行っているものと考えられる。

障害者の状況と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣保館の対応能力及び役割を確認する目的で、「障害がある者の有無」[問 11]と「病院以外での相談できる機関」[問 11-1]のクロス集計を行った。

3 障害¹¹を問わず、どの家族も「病院以外での相談できる機関」[問 11-1]として福祉事務所、市役所、町役場をあげている。これは、福祉事務所、市役所、町役場が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳に関する手続きやサービス利用、いわゆるフォーマルなサービスを受けるための手続きを行う窓口となっていることが関係しているものと考えられる。そのような中であって、障害者の家族が相談できる機関として隣保館をあげているのは、隣保館が、日頃の不満や悩みを聞いたり、公的サービスでは対応できないところの生活支援といった、インフォーマルなサービスを提供するからであろう。

修学の状況と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣保館の役割を確認する目的で、「問題解決のための相談先」[補問 12-2]と「就学上の問題点」[補問 12-1]のクロス集計を行った。

教育に関することだけに、地域住民の問題解決のための相談先は、「学校」が最も多かった。次いで「子ども本人と話し合っている」、「家族・親戚」が多くなっており、「隣保館・児童館」と回答したものは、意外にも少なかった。隣保館は、学習会（勉強会）などを行っているが、そもそも児童生徒を対象とした教育機能を持ち合わせていないことによるものと考えられる。

ただ、「いじめにあっている」に関しては、最も回答が多かった「子ども本人と話し合っている」に次いで、「隣保館・児童館」「学校」「友だち・同僚」「家族・親戚」が同数の回答となっている。「隣保館・児童館」への相談が、「学校」と同数の回答になったのは、いじめが子どもの命や人権に関わることから、人権擁護の機能を持つ「隣保館・児童館」が選択されたものと考えられる。

就労の状況と隣保館の課題では、求職者の現状から隣保館の就労支援サービスの在り方を検討する目的で、「求職の方法」[補問 14-1]と「仕事を探していない理由」[補問 14-2]のクロス集計を行った。

仕事を探していない者であっても、仕事を得る方法として「ハローワーク（公共職業安定所）等に申込み」や「事業所に直接申込み」「知人などに相談・紹介依頼」「広告・求人情報誌などでの情報収集」などを選択している。一方、「自分の希望する仕事がありそうにない」「高齢のため」を理由として仕事を探していない者は、仕事を得る方法として「隣保館に相談」を選択している。

¹¹ 3 障害：身体的障害、精神的障害、知的障害

2023年度の調査の回答者の多くが、高齢者であることを考えると理解できなくもない。

クロス集計結果から考えられることの一つとして、生産年齢¹²にある者の多くは、仕事を探そうとするときに、ハローワークを利用したり、広告などの求人情報をもとに事業所に直接申し込んだりと、自身の力で求職活動をする。しかし、高齢になると、たとえ「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（2022年）によって、安定した雇用の確保の促進や再就職の促進が取り組まれるようになったとしても、求人が少なくなったり、できる仕事に限られるといったこともあって、仕事を見つけたり就職するのが難しくなる。そのため、高齢者の場合は、就職を目的としてだけでなく、就職したい思いや就職できない悩みを聞いて欲しいといった思いもあって「隣保館に相談」を利用することもあるのではなかろうか¹³。

地区住民の求職活動は、ハローワークの就労支援や企業のCSR¹⁴の取り組み、SNSやインターネットによる求人情報の入手のしやすさなどで、全くとまでは言わないが、過去の厳しい就職差別があった時代と違って活動しやすくなっている。

このような状況を考えると、隣保館の就労支援は、就職できないことで生じる社会的・経済的な課題や問題への対応に重きを置くことを検討してもよいのではなかろうか。もっとも、状況に応じて、これまで通りの就労支援を行うことを厭うわけではない。

人権侵害の現状と隣保館の課題では、人権侵害を受けた際の隣保館の役割を確認する目的で、「未解決理由」〔補問15-8〕と「差別的な言動への対応」〔問17〕のクロス集計を行った。

差別事象があった際、差別言動をした者に対して、地区住民が「差別は間違いであると指摘する」と訴えても、「相手に思いを伝えたが、取り合ってくれなかった」（53%）、「第三者を通し自分や家族の思いを伝えてもらったが、取り合ってくれなかった」（40%）と、まともに取り合ってもらえていない。また、「その場では謝ってくれたが、理解してくれただとは思えず、もやもやした気持ちが残った」（57%）ことに関しても、余計に傷つく体験が残るだけである。

ただ、人権侵害を受けた時の相談先として、「隣保館や行政機関に相談する」が、他の相談機関よりも多く選択されている。隣保館や行政機関は、人権擁護を行う身近な相談先と認識していることが分かる。

総括—今後に向けた課題と提言

2023年度の調査では、回答者の多くが高齢者であったことは、香川県の超高齢社会を反映したものと考えてよい¹⁵。今後も香川県の高齢化が続くことを考えれば、地域住民の生活を支える隣保館は、今以上に高齢化を意識した事業の展開が求められるものとする。

たとえば、県内の8割近い隣保館が実施する100円モーニングが、高齢化を意識した事業展開

¹² 15歳以上65歳未満の人口を生産年齢人口といい、社会を担う中核であるとされている。（出典：2004年版『少子化社会白書』）

¹³ 報告者は、過去に精神保健福祉士として、精神障害者の就労支援を行った経験がある。就労支援の実際は、就職先の紹介や就労定着・就労継続支援以外に、病気が理由で仕事が見つからない、仕事が見つかって長続きしないといった、患者の思いや悩みを聞くことであった。

¹⁴ CSR：Corporate Social Responsibilityの略。意味は企業の社会的責任。

¹⁵ 『香川県人口移動調査結果(令和5年分)の概要』

(https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/45287/jinkoido2023_gaiyou.pdf)

のヒントとなる。現在のサービス提供型の 100 円モーニングをさらに発展させ、100 円モーニングに集う高齢者の自主活動グループの育成に取り組むことを提言する。

高齢者の自主活動グループの育成は、『第 9 期香川県高齢者保健福祉計画』（2024 年 3 月）で示される「第 3 章 基本理念、基本方針、施策体系」¹⁶に全く矛盾するものではなく、むしろ隣保館を利用しない地域住民をも巻き込んだ活動に広がり、延いては部落差別の解消にも関係してくるものとする。

教育に関しては、本報告書 28 ページの 8) 隣保館利用対象世帯の生活状況とニーズに触れたとおりである。子どもに教育を授けることで部落差別の解消を図るのは、時間がかかることであるが、部落差別解消の地道な取り組みであることは確かなことである。

これまで、教育機関をはじめ行政が取り組んできた対象地区の子どもへの教育の営為が、どれほど効果があったのか点検する必要性を感じている。無論、これまで熱意をもって、真摯に対象地区の子どもの教育に当たってきた教諭や隣保館職員のこれまでを蔑ろにするものではない。

具体的には、子どもの生活の場に出向いた学習支援を検討することを提言する。

子どもの家庭に出向くことは、一般的に考えると公教育の公平性や個人のプライバシーへの介入といったことが問題として取り上げられそうである。しかし、部落差別に起因する、子どもの学力や子どもを取り巻く環境は、決して良好と言えるものではない。部落差別をはじめ人権問題に取り組む者は、部落差別の現実を直視し、当事者から学ぶという言葉は忘れてはならない。

人権課題に関しては、県、隣保館共に、精力的に取り組んでいることは評価できるものである。ただ、2023 年度の調査結果からは、まだまだ安心できるものではないことが分かった。この度の調査の結果をふまえて以下の提言をする。

まず、一般市民をも巻き込む、隣保館における人権学習会の実施を提言する。

現在、香川県隣協が、一般研修で行う様々な人権課題を取り合あげた研修を、隣保館レベルで開催する。

次に、福祉に精通する職員の採用を提言する。

隣保館は、異動人事による職員の入れ替わりという避けられない現実がある。職員の入れ替わりは、隣保館の事業に新たな発想や視点を持ち込み、マンネリ化を防ぐといった良い点もあるが、一方で実践の積み重ねを深化させていく事が困難といった弱みもある。特に、異動してきた職員が、福祉にかかわった経験がなければなおさらである。

幸いにも、香川県隣協の事務局には、「香川県隣保館職員相談援助研修」で福祉と学び、人権と福祉に詳しい事務局員がいるが、事務局員一人でこなしきれない量の業務を行っているため、福祉に精通する職員を採用することは、県内の隣保館の全体の底上げになると考える。

隣保館の理解を促す情報発信として、隣保館の活動紹介をする独自のホームページ（SNS も含む）の作成を提言する。

今日、様々な情報収集の手段として、インターネットや SNS を用いるのは一般的になっている。この状況を積極的に活用すべきと考える。ちなみに、インターネットで隣保館を検索すると、市町のホームページに事務的な紹介が載っている程度である。これでは、隣保館の具体的な活動内容を理解できるものではない。隣保館が、広く市民を巻き込んで、人権と福祉のまちづくりを行

¹⁶ 施策体系第 1.健康づくりと生きがいつくり (31 ページ)

うのであれば、ホームページの活用は有効な情報発信の手段となるはずである。

最後に、隣保ソーシャルワーカー（以下、RSW）及びスーパーバイザー（以下、SVR）の養成のための研修継続を提言する。

香川県は 2006 年度から、隣保館職員を対象に相談援助研修を実施しており、SVR の研修に関しては、2019 年度から実施しており、2024 年度現在で 8 名の SVR が誕生している。ただ、SVR として実力を発揮するには、今後も研鑽を積む必要がある。

おわりに

2018 年度の調査と 2023 年度の調査の間の 5 年間には、コロナ禍による地域住民の生活の変化があったものと考えられる。しかし、2023 年度の調査では、コロナ禍による生活の変化を問う設問がなかったため、地域住民の生活変化と隣保館利用の関係はわからなかった。また、回答者の多くが独居高齢者あるいは高齢者の二世帯であったため、各年齢階層の状況を反映した調査結果となっているかというところでもない。ただ、現在の隣保館を利用する地域住民の多くが高齢者であり、これが現実であると考えられるべきであろう。

ちなみに、2024 年 4 月、民間組織の「人口戦略会議」は、子どもを産む中心の世代となる 20 歳から 39 歳の若年女性の減少で、2020 年から 2050 年の 30 年間で、全国の自治体の 4 割が消滅する可能性があると発表した。このことは、仮に自治体が消滅しなくても、人口が集中する都市部以外は、高齢者中心の地域社会なることが容易に想像できる。

このことを考えると、この度の 2023 年度の調査は、今後の隣保館の在り方を考えるうえで、良い参考になるかもしれない。例えば、隣保館の事業の再編成や県単独の補助事業の整理、また少子高齢化を中心に据えた、公的な制度サービスの枠にこだわらない、新たな隣保館事業の創設などである。

隣保館の強みは、公的機関でありながら、現在の福祉制度やサービスに縛られず、地域住民のために柔軟な活動ができるところである。今後もこの強みを生かしつつ、人権と福祉のまちづくりに取り組むことを期待する。